別表二付表一　記載要領

1　この表は、通算法人が当該課税事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了するものに限る。）において法第16条（第２項を除く。以下この号において同じ。）の規定の適用を受ける場合（他の通算法人が同日に終了する課税事業年度において同条の規定の適用を受ける場合を含む。）に記載すること。

2　「課税標準法人税額 $((1)-(2)-(\text{別表一付表「4」}))$ 又は $((1)-(2))\times\frac{\text{別表一「5」}}{\text{別表一「1」＋「2」}}$ (3)　の欄の記載に当たっては、次によること。」

(1)　(2)に規定する加算された金額がある場合以外の場合には、「又は $((1)-(2))\times\frac{\text{別表一「5」}}{\text{別表一「1」＋「2」}}$」を消すこと。この場合において、「(1)－(2)－(別表一付表「4」)」の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。

(2)　当該課税事業年度の法第10条第１号に定める基準法人税額のうちに令第３条第５項第１号（令附則第２条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する税額加算規定により加算された金額がある場合には、「(1)－(2)－(別表一付表「4」)又は」を消すこと。この場合において、「$((1)-(2))\times\frac{\text{別表一「5」}}{\text{別表一「1」＋「2」}}$」の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。

3　「(9)」から「(11)」までの各欄は、「調整前控除限度額 $(5)\times\frac{(7)}{(6)}$ (8)　の欄の金額が０を超える場合にのみ記載すること。」